

防災会議運営規程新旧対照表（案）

現行	改正（案）
<u>東京都</u>新宿区防災会議運営規程 （趣旨） 第1条 この規程は、<u>東京都</u>新宿区防災会議条例（昭和39年<u>東京都</u>新宿区条例第34号）第6条の規定に基づき、<u>東京都</u>新宿区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （招集） 第2条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会議の招集を求めることができる。 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。 <u>4 前項の通知を受けた委員が、事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。</u> （議事手続） 第<u>3</u>条 会議の議事は、会長が主宰する。 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。 （会議の記録） 第<u>4</u>条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。	東京都新宿区防災会議運営規程 （趣旨） 第1条 この規程は、東京都新宿区防災会議条例（昭和39年東京都新宿区条例第34号。<u>以下「条例」という。</u>）第6条の規定に基づき、<u>東京都</u>新宿区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （招集） 第2条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会議の招集を求めることができる。 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。 <u>4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</u> <u>（代理）</u> <u>第3条 委員（条例第3条第5項第11号の規定により委嘱された委員を除く。）は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。</u> <u>2 前項の代理者は委員とみなす。</u> （議事手続） 第<u>4</u>条 会議の議事は、会長が主宰する。 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。 （会議の記録） 第<u>5</u>条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載し、なければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

3 議事録は、公表するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(会議資料の配付)

第7条 会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付することができる。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第9条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(委任)

第10条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員) 第<u>6</u>条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。 (部会) 第<u>7</u>条 部会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。 附 則 この規程は、昭和 39 年 9 月 1 日から施行する。	(専門委員) 第<u>1 1</u>条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。 (部会) 第 <u>1 2</u>条 部会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。 <u>(その他)</u> 第 <u>1 3</u>条 <u>この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</u> 附 則 この規程は、昭和 39 年 9 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 年 月 日から施行する。</u>
--	---